

第 37 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 2 年 7 月 6 日（月）午後 1 時 30 分より、第 37 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

1 番 久世谷 幸治	2 番 多田 岳史	3 番 徳田 明子	4 番 中林 和夫
5 番 古川 嘉嗣	7 番 多羅尾 英樹	8 番 中西 秀友	9 番 辻 四一郎
10 番 吉田 利一	11 番 高田 悦和	12 番 小島 佳剛	14 番 山本 晃一郎

（欠席委員）

6 番 井内 英樹 13 番 水主 哲寛

（農地利用最適化推進委員）

北浦 莊平 村田 昇造 江口 淳司 水谷 修

（事務局）

土肥 局長 奥田 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は井内委員、水主委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 2 名、欠席委員 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>会議に先立ちまして、本日の会議について傍聴の申し出があり、これを認めておりますので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、ただ今から、第 3 7 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、久世谷委員、多田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中林委員、井内委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>先月同様に議案書の読み上げは省略し、概要説明のみとさせていただきます。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、農地中間管理事業の特例、農地売買等事業に係る農用地利用集積計画でございます。譲渡人は高齢のため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の規定により、農用地利用集積計画の内容が「宇治市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

中林委員	報告します。去る6月25日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。 番号1の伊勢田町の利用状況ですが、現況は田で、水稻が作付されておりました。 以上です。
議長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
山本会長職務代理者	譲受人は法人ですが、代表者の個人名義での営農面積は幾らですか。
局長	約50,000㎡です。
水谷推進委員	機構を通じた貸し借りであれば予め相談がありますが、今回の売買では事前の相談がありませんでした。譲受人は機構として集積すべき会社ということですか。
局長	事務局からも確認しましたが、譲受人が複数いる状態から選ばれたのではなく、双方でお話をまとめて手続きにいらしたとのことでした。
水谷推進委員	それなら形だけで管理事業を活用せず、直に売買すれば良いと思います。機構が間に入るのであれば、受け手は公的に集積すべき人であり、認定農業者等が妥当となるはずですが、集積すべき受け手でない方に何故機構が集積するのか説明は必要だと思います。
局長	法の趣旨からすれば仰るとおりかと思いますが、現実的には両者でお話を持ってこられた場合も機構は受けておられます。当該地につきましては他に受け手がいらっしゃらず、基本構想不適合の案件でもありませんので、受理され現在ご審議いただいている次第です。
水谷推進委員	当該地の売買に対して良し悪しはともかく、機構の目的は管理事業を活用して認定農業者等に集積することです。両者が直に決めて持ってきた売買について、機構を通じたほうが得だから活用するというのは如何なものでしょうか。
局長	両者で持ってこられた売買であっても、出された案件が基本構想に適合していれば、拒否はできないかと思われます。

議 長	当該地は元々機構に預けていた農地で、今回の売買のために預けたのではなく、受け手が後になって決まったものです。
水谷推進委員	当該地の経過は理解しています。ですが、機構は認定農業者等に農地を集積するための組織です。法人も集積すべき相手方と記されているなら別ですが、機構は税制面で有利にするための窓口ではありません。
議 長	機構が預かっていた農地なので間に入って売買されるだけで、機構が譲受人を選んだわけではありません。
水谷推進委員	機構に預けている農地を売買するということは理解しています。この案件に異議を唱えているわけではなく、法人についても集積の対象にすると方針を決めたのであれば、農業委員会に話を通すべきだと言っています。
局 長	受け手の方が複数いらっしゃる案件なら比較して選ぶ形になり、水谷委員が仰られたように認定農業者であるか否か等が判断材料となりますが、本件は受け手が一人だけであり、そのまま決まった経過があります。結果的に当該法人が受けることになったととらえています。
山本会長職務代理者	譲受人は普通の法人ですか。農地所有適格法人ですか。
局 長	形態は株式会社ですが、農地所有適格法人です。
山本会長職務代理者	代表者本人もしくは構成員に認定農業者はいらっしゃいますか。
局 長	そこまで確認はしておりませんが、おそらくいらっしゃらないかと思います。
小島委員	議案書には世帯員が5人、従事者が4人とありますが、世帯で従事されるのが4人という認識で宜しいですか。もしくは世帯員5人は構成員ですか。
局 長	5人は家族というわけではなく、会社の構成員です。
小島委員	世帯員と記載すると個人経営の書き方になりますので、法人なら紛らわしいので構成員と記載するほうが良いんじゃないでしょうか。
局 長	以後気をつけます。

水谷推進委員	<p>譲受人は今農業をされていますが、非農家出身ですし、集積計画として法人にも集積するという形は初めてです。他にも巨椋池の農地は譲受人がどんどん取得していった状態です。集積率という数字だけ見て当該法人に集積していった良いんでしょうか。農地のほうが有利だからと、資産活用されるために取得されているのではないかと思います。</p>
議長	<p>当該案件は別として、機構の考え方はどうかというのを確認しておくべきですね。</p>
局長	<p>こういった形で考え方を整理されているのか、後日機構に確認いたします。今回に関しては先述のとおり受け手の方が1件だけであり、比較のしようがない案件になります。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局長	<p>それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、昭和60年4月頃、農地法に基づく転用届を知らずに自宅の庭として整備したため、顛末書が提出されております。</p> <p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p> <p>なしの声</p>

議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。
-----	--

(午後1時50分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____